

周南市議会委員会条例の一部を改正する条例制定について
周南市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成27年2月25日 提出

提出者 周南市議会議会運営委員会

委員長 小林 雄 二

周南市議会委員会条例の一部を改正する条例

周南市議会委員会条例（平成15年周南市条例第243号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「、競艇事業部」を削り、「会計管理者」の次に「、競艇事業局」を加える。

第23条中「教育委員会の委員長」を「教育委員会の教育長」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の周南市議会委員会条例（以下「改正前の条例」という。）の規定による各常任委員会の委員長、副委員長又は委員である者は、この条例による改正後の周南市議会委員会条例（以下「改正後の条例」という。）の規定による各常任委員会の委員長、副委員長又は委員の職として選任されたものとみなし、その任期は、改正前の条例の規定による各常任委員会の委員の残任期間とする。
- 3 この条例の施行の際、現に改正前の条例の規定による各常任委員会に付託されている事件は、改正後の条例の規定による各常任委員会のうち、当該事件を所管する常任委員会に付託されたものとみなす。
- 4 この条例の施行の際、現に改正前の条例の規定による各常任委員会における所管

事務の閉会中の継続調査事項（以下「継続調査事項」という。）は、改正後の条例の規定による各常任委員会のうち、当該継続調査事項を所管する常任委員会における継続調査事項とみなす。

- 5 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の場合においては、この条例による改正後の第23条の規定は適用せず、この条例による改正前の第23条の規定は、なおその効力を有する。

(参 考)

周南市議会委員会条例新旧対照表

現 行	改 正 案
(常任委員会及び議会運営委員会の委員定数等) 第2条 常任委員会の名称、委員の定数及びその所管は、次のとおりとする。 (1) 企画総務委員会 10人 企画総務部、行政改革推進室、財務部、地域振興部、<u>競艇事業部</u>、会計管理者、消防機関、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会及び固定資産評価審査委員会の所管に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属さない事項(予算決算委員会の所管に属する事項を除く。) (2)～(5) (略) 2・3 (略) (出席説明の要求) 第23条 委員会は、審査又は調査のため、市長、<u>教育委員会の委員長</u>、選挙管理委員会の委員長、公平委員会の委員長、農業委員会の会長及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は囑託を受けた者に対し、説明のため出席を求めるときは、議長を経てしなければならない。	(常任委員会及び議会運営委員会の委員定数等) 第2条 常任委員会の名称、委員の定数及びその所管は、次のとおりとする。 (1) 企画総務委員会 10人 企画総務部、行政改革推進室、財務部、地域振興部、会計管理者、<u>競艇事業局</u>、消防機関、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会及び固定資産評価審査委員会の所管に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属さない事項(予算決算委員会の所管に属する事項を除く。) (2)～(5) (略) 2・3 (略) (出席説明の要求) 第23条 委員会は、審査又は調査のため、市長、<u>教育委員会の教育長</u>、選挙管理委員会の委員長、公平委員会の委員長、農業委員会の会長及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は囑託を受けた者に対し、説明のため出席を求めるときは、議長を経てしなければならない。